

DISCUSSION PAPER SERIES

**360円単一為替レート設定過程について
—SCAP資料の分析を中心として**

山口健次郎

Discussion Paper 96-J-4

IMES

日本銀行金融研究所

〒100-91 東京中央郵便局私書箱 203号

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、論文の内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

360円単一為替レート設定過程について －SCAP資料の分析を中心として

山口健次郎*

要　　旨

360円単一為替レートは戦後・占領軍（GHQ/SCAP、以下SCAP）主導の下、1949年4月に導入され、以後22年間、戦後わが国の経済を規定してきた。SCAPは当初、単一為替レートの設定は困難との見方を堅持していたが、アメリカの対日占領政策の変化を背景として最終的には1ドル=360円という単一レート設定を受入れるにいたった。

これに伴う為替レート設定をめぐる議論の変遷は、概ね以下のとおりまとめることができる。

①非軍事化・民主化路線下の動き（～1947年後半）

SCAPは、高インフレ下での単一レートの維持を困難視し、複数レート制を指向した。

②経済安定・自立政策台頭下の動き（1947～48年央）

アメリカ本国からのヤング使節団来日と、270～330円水準の単一レートの推奨。同レート水準は、日米購買力平価からみると、均衡レートに近かったが、インフレ下での単一レート設定を懸念するSCAPの反対で、同案は実現しなかった。

③安定・自立政策路線定着下の動き（1948年10月～）

アメリカ本国はSCAPに対し、単一レート設定を含む経済安定9原則を指令、SCAPは検討作業に入った。その過程では円安レートの採用により、経済拡張、生産増加によるインフレ収束案も出されたが、結局、市場メカニズムを重視した330円レート案が最終案とされた。最終的には米本国の意向によって、それより円安水準である360円レートに決定した。

キーワード： 単一・複数為替レート、レート水準、購買力平価説

JEL CLASSIFICATION： F31、N2

* 研究第3課(E-Mail: kenjiro@imes.boj.go.jp)

本論文を作成するに当たっては、浅井良夫教授（成城大学）、伊藤正直教授（東京大学）、齊藤壽彦教授（千葉商科大学）から有益なコメントを頂戴した。

目 次

頁

1. はじめに	1
2. 民間貿易再開を契機としたS C A Pの為替レート設定論議とその問題点	4
(1) 民間貿易再開を契機としたS C A Pの為替レート設定論議	4
(2) S C A Pの為替レート設定論議の問題点	6
3. ヤング報告に関わる為替レート設定論議	8
(1) 対日占領政策の修正とヤング報告	8
(2) ヤング報告に対するS C A Pの反対	10
4. 経済安定9原則指令以降の為替レート設定論議	11
(1) 9原則指令と単一為替レートに関するS C A P内の検討	11
(2) 360円単一レートの決定	13
5. むすびにかえて	15

参考文献

[付] 為替レート関連略年表

付属図表

1. はじめに

戦後復興期の日本では、連合国最高司令官総司令部（G H Q / S C A P = General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers、以下 S C A P）主導の下で一連の経済改革が行われたが、単一為替レートの導入（1949年）は、そのなかでもとくに重要な政策として位置づけられている。本稿は、金融研究所が編纂作業を進めている『日本金融史資料・昭和続編・S C A P関係資料集』に収録予定の「外国為替政策」関連資料を基に、1 ドル=360円単一為替レート設定過程の政策論議を整理したものである。わが国の為替レート設定過程についての研究は、ヤング報告（1948年に単一為替レート採用を勧告したアメリカ連邦準備制度理事会ヤングの報告書）を初めて紹介した吉野[1972]を嚆矢として、秦[1976]、犬田[1976]、伊藤[1990]等があるが、本稿では、それらの業績も参照しながら、為替レート設定論議の推移を捉えていくことにする。

占領期においては、為替問題に限らず、占領政策全般が専ら S C A P 主導の下で起案・実施され、そこに日本側の見解が反映される余地は極めて乏しかったと思われる。もっとも、1947年後半ないしは48年以降になると、日本側からも S C A P の政策決定に対してそれなりに見解を表明してきたといわれている。こうした事情を考慮すると、当時の為替レート設定過程を検討する場合には、S C A P と日本側との間で交わされたやりとりも含めて検討する必要があると思われるが、本稿ではさしあたり、S C A P 資料の分析を中心に整理した。

さて、単一為替レートの導入は、それまでの複数為替レート下における日本銀行ファイナンスによる多額の補助金支給を排除し、政府介入重視政策から市場メカニズム重視政策への転機となることで、復興過程およびその後の成長過程に大きな影響を与えたと考えられる。

本稿の構成は、以下のとおりである。まず第2節で復興初期に S C A P が推進した複数為替レートに関する政策論議を整理した上で、その問題点を指摘する。第3節では、S C A P の政策に対する批判として位置づけられるヤング報告と、その背景にある考え方を整理する。第4節では、アメリカ本国

からの経済安定 9 原則指令（単一為替レート設定を含む経済安定のための指令）によって、実際に単一為替レートが決定・実施される時の論議について述べる。最後に第 5 節では、単一為替レート導入の若干の評価などを試みる。

あらかじめ本稿の要旨を述べれば、次のとおりである。

(1) 終戦直後、非軍事化・民主化の徹底を期すアメリカ政府の対日占領政策を反映し、わが国貿易は S C A P の厳格な統制管理下に置かれていた。今日のように単一の為替レートは設定されておらず、商品ごとに異なる為替レートが存在するという状況にあった。1947年前半から、民間貿易再開の決定を契機として、S C A P 内部で単一為替レート設定の是非についての論議が始まった。しかしながら、単一為替レート制度の導入は時期尚早であるとの判断に基づき、1948年 3 月、従来からの実質的な複数為替レートを制度化する方向が採られた。

このとき複数為替レート制が支持された経済的根拠としては、①高率のインフレ下では単一為替レート制の維持が困難であること、②複数為替レート制に内在する貿易補助金支給によって国内産業を保護・育成しつつ生産回復を図り、その上でインフレを収束させる方が現実的と考えられていたこと、などが挙げられるのが一般的となっている。しかしながら、この複数為替レート制は、内在する貿易補助金の多くが日銀によってファイナンスされていたため、それ自体がインフレの要因となっていたり、補助金支給が企業の合理化インセンティブを損なうことから増産の障害となる、といった問題を抱えていた。

(2) 1948年初、折からの東西冷戦構造の深刻化を受けて、アメリカ本国政府では対日占領政策見直しの気運が高まり、わが国経済の安定・早期自立が急務と考えられるようになった。1948年央、アメリカから為替制度を調査するためのヤング使節団が来日し、単一為替レートの早期設定を勧告した。ヤングは、単一為替レート制の導入により、複数為替レート制に内在する貿易補助金を排除することで、インフレを収束させると同時に企業に合理化インセンティブを与えて生産の回復を図ろうとした。しかしながら、ヤング

の勧告は結局 S C A P の反対によって実現に至らず、かえって1948年10月、S C A P によって複数為替レートが制度化された。

(3) S C A P による複数レート制導入と同じころ、共産党支配が決定的となった中国情勢をにらみ、アメリカ政府は対日占領政策転換を明確化し、早期の単一為替レート設定を含む9原則指令と、その実現を図るために、財政顧問としてドッジを派遣することを決定した。これによって単一為替レート設定が不可避となり、S C A P は単一為替レートの設定作業を開始した。1949年1月の時点でS C A P 内では、単一為替レート設定をめぐって、以下の立場があった。

第1の立場は、産業合理化・企業利益削減を前提とする1ドル=330円レート（それより円安のレートについては輸入価格上昇によるインフレ懸念があるとの考えから否定的であった）の維持を提唱するものである。当時の水準設定論議には、その基礎に「購買力平価説」が用いられていた。

それによれば、1949年4月に設定することとされていた、この330円レートは、公定価格に基づいた場合に算定される為替レートに近く、インフレ収束および産業合理化による競争力強化を重視する引き締め的経済政策運営によって、闇市場が縮小、闇物価も含めた物価全般が低下するシナリオを想定したものと考えられる。

第2の立場は、330円よりも円安の400～450円水準の為替レートを提唱するものである。これは、当時の状況下では、330円レートでは金属・機械等、合理化が進んでいない産業の輸出採算が悪化し、景気後退がもたらされたうえで、足許の物価のみならず、将来の物価全般（公定価格および闇物価）の上昇の可能性を織り込んで考案されたのではないかとも考えることができる。また、輸出採算を改善するための産業合理化施策についても、デフレインパクトの懸念から実施には否定的であった。総じて、インフレ収束や産業合理化による競争力強化よりも国内産業保護に重点を置く拡張的経済政策によってインフレが継続するというシナリオが想定されていたといえよう。

マッカーサーの意向がどこにあり、S C A P の見解の決定に当たって彼の

意見が反映されたのか否かは不明であるが、結局ＳＣＡＰは前者の考え方を採用し、アメリカ政府に伝達した。3月末、アメリカ政府は、この間の公定価格の引き上げやポンド切り下げ懸念等を配慮して、330円よりは30円円安の360円を指示したが、これは、基本的にはＳＣＡＰの前者の考え方方に立つものであった。こうして1949年4月、1ドル=360円という単一為替レートが設定・実施され、以後22年間継続（1971年8月まで）することとなった。

（4）360円レートは、少なくとも初期には日米購買力平価からみて円高レートであり、輸出企業は合理化努力を強いられた。しかしその過程で、企業は着実に国際競争力を高めていった。

（参考）本稿で分析したＳＣＡＰ資料は、①国立国会図書館マイクロフィッシュ（アメリカ国立公文書館のストランド・ペーパーの複写）、および、②デトロイト公立図書館蔵ドッジ・ペーパー（リール形態）、によっている。

資料出所については、①は、マイクロフィッシュの番号のみを示すこととした（資料の具体的な内容については、「日本金融史資料・昭和続編・ＳＣＡＰ関係資料集（2）」〈近刊予定〉を参照）。また②（引用は本稿中1件のみ）については、デトロイト図書館が所蔵するドッジ・ペーパーのリール番号を記した。

2. 民間貿易再開を契機としたＳＣＡＰの為替レート設定論議とその問題点

終戦直後のＳＣＡＰは、複数為替レート制を支持したが、その背景および問題点についてみておこう。

（1）民間貿易再開を契機としたＳＣＡＰの為替レート設定論議

終戦直後、連合軍の対日占領政策の重点は、日本を再び世界の脅威としないための非軍事化・民主化におかれており、日本経済の復興・自立は二の次であった。このため、非軍事化・民主化という目的が達成されるまでは、貿易活動は原則禁止とされ、わずかに生活必需品の輸入と、その輸入対価を取

得するための輸出が、SCAPの管理下で政府間貿易として行われていた。終戦後2年を経過した1947年、民間貿易再開の動きを背景として、SCAPは、為替レートに関する論議を開始し¹、5月には一旦、単一為替レート設定は時期尚早との結論を出した。1947年7月の民間貿易再開の正式決定を契機に、SCAP・経済科学局（Economic and Scientific Section、以下ESS）内の円為替委員会で再び検討が行われたが、この時点でも「単一為替レートを設定することは時期尚早」という結論は変わらなかった（この一連の検討は、伊藤[1990]にも言及されている²。第1表参照）。

SCAPが単一為替レート設定は時期尚早という結論を出したのは、終戦直後の日本が、生産低迷・縮小再生産という状況から脱しきれておらず（1947年の生産水準は、戦前ピーク（1934～36年）の36%）、しかも高率のインフレ（1947年の消費者物価指数（含む闇物価）は対前年比2.1倍）に直面している状況にあっては、「①生産増大、②物価安定（等が満たされない場合は）…為替レート設定に着手すべきではない」³と考えていたからであつ

¹ その他の背景としては、「早期講和論」の高まりを挙げることができる。日本の早期講和・独立は、当初、1947年中の実現を目指して最高司令官マッカーサーが腹案としてもっていたが、1947年央からアメリカ政府内で批判が高まったため、1948年3月に撤回された。アメリカ政府の反対論拠は「1947年におけるアメリカ（引用者注：SCAPのこと）の対日講和に対するアプローチは『冷戦型ではなくて第二次大戦型』であり、日本軍国主義の復活を防止することが優先し、日本が独立を回復してアメリカ軍が撤退したのちの安全保障については、確実な配慮が加えられていない」（秦[1976]）こととされている。すなわち、SCAPが非軍事化・民主化（いわゆる「第二次大戦型」の占領政策）を優先し、国家の弱体化が不可避な状態で日本を独立させれば、東西陣営の対立が深刻化する中で、内外からの共産化圧力に屈する危険があると、アメリカ政府は考えたわけである。

² 1947年10月3日付円為替委員会チーフ・ビープラットの、ESS局長マーカット宛暫定報告（ストランド・ペーパー《ESS(B)03722》）、10月22日付円為替委員会のマーカット宛中間報告（ストランド・ペーパー《ESS(D)12165》）、12月26日付円為替委員会のマーカット宛暫定報告（ストランド・ペーパー《ESS(B)03720》）参照。なお、12月26文書で提示された、貿易以外の取引に適用するものとされた、1ドル=120円水準は、購買力平価（後に詳述）に基づいた当時の均衡レート（公定価格ベース）にほぼ等しい。

その後円為替委員会は1948年初、為替レート設定案を提出するようESS局長から要請を受け（1948年1月6日付ファインの会議メモ（ストランド・ペーパー《ESS(B)03727》）、「すべての対外取引に対して原則1ドル=150円の単一レートを適用し、一部採算割れ商品については、1ドル=300円をカット・オフ・ポイントとした例外レートを認める」（1948年1月10日付円為替委員会のマーカット宛最終報告（ストランド・ペーパー《ESS(B)03724～03725》））という為替レート案を提出した。

た⁴。すなわち、円の対ドル公式為替レートが国際市場で有効に機能するためには、日本経済への信認が確立すると同時にインフレが沈静化することが必要となるが、S C A Pは、日本国内の生産を回復させることによって経済を再建するとともに、生産物不足によって生じているインフレをも解消することで、こうした条件を整えようとしていた。

(2) S C A Pの為替レート設定論議の問題点

S C A Pは、1947年の数次にわたる議論の結果、単一為替レートの設定は当面、時期尚早であるという結論を得ていた。しかし、それ以降、正式な為替レートシステムを構築するまでには至っていなかった。このように為替レート制度が不備な状況は、貿易の進展が期待されるなかで、当然問題視されるようになり、S C A Pは、翌1948年3月から、複数為替レートの制度化の検討を開始した⁵。しかしS C A Pの論議には、実は以下に説明するような問題点が存在していたことに留意する必要があろう。

³ 1947年5月11日付マーカット・メモ（ストラントン・ペーパー《E S S (B) 07527》）参照。

⁴ S C A Pは、単一為替レートの設定が時期尚早である政治的理由として、「為替レート設定の前提条件は、…政治的安定である」（5月11日付上掲文書）ので、「為替レートを設定する以前に、…賠償問題の解決、平和条約の締結が行われなくてはならない」（1947年2月25日付E S S 外國貿易課の同財政金融課宛チェックシート（ストラントン・ペーパー《E S S (B) 07528》））ことを挙げている。日本は当時、国際的には、平和条約が未締結で、賠償問題も解決されない不安定な状態にあり、さらに国内面でも、労働争議が前年来激しさを増すなど、政治的に不安定な状況にあった。

⁵ S C A Pの複数為替レート制度化の試みは、1948年3月からのプライス・レイシオ・システム（P R S）の検討で開始された。このシステムは、「売り手・買い手の直接価格交渉・契約の実現」、「手続きの迅速化」等を目的に、「すべての輸出商品にプライス・レイシオ（訳注：複数為替レート）を設定する」（1948年6月19日付E S S メモ〈2文書、ストラントン・ペーパー《E S S (B) 08737》〉ものであった。具体的には、「主要商品の公定価格に基づき、諸掛りを加えた円価格と、承認された市場価格を基礎とするドル価格による円ドル比率について、司令部側の提案と貿易庁の意見とを調整して取り決め」（犬田[1976]）るというものであった。

プライス・レイシオ・システムは、単一為替レート制を勧告したヤング使節団の反対で実施が見送られたが、実質的にはそれと大差ないプライス・コンピューティング・システム（P C S）が考案された（P R S、P C Sの詳細については犬田[1976]、伊藤[1990]を参照）。同システムにおける輸出商品価格算定基準は、公定価格に闇物価を加えて算出された実効物価（後述）ベースの1948年10月時点での均衡レート（297円/ドル）と比較した場合、平均して50%近い円安水準であった（第2表参照）。

①為替・貿易制度に内在するインフレ加速メカニズム

当時の貿易は、日本政府が国内業者から購入した商品を、SCAPを通じて輸出する一方、アメリカ陸軍省が購入した物資をSCAP経由で輸入して日本政府が国内業者に払い下げるという形態のものであった。円決済は貿易庁の貿易資金特別会計で処理され、ドル決済は円決済とは関わりなくSCAPがワシントンに持つ勘定で処理された。制度上の為替レートは存在していなかったものの、事後的には、商品ごとにそれぞれ異なった為替レートが適用されていたという点で、実質的な複数為替レート制であったことができる。

ところが、輸出入のバランスが大幅な輸入超過（ドル建て貿易収支は赤字〈1946年度225百万ドルの赤字⁶〉）になっていたにもかかわらず、円建ての貿易資金特別会計は、業者への支払い超過で多額の赤字（1946年度で14億円の赤字）を計上していた。これは、政府が、輸出業者からは国内公定価格を基準に国際価格比高値で商品を購入し、輸入業者には国際価格比安値で商品を売却していたことによるものである。つまり、政府は輸出入業者に対して、商品の国際価格との差額分だけ、輸出入に関わる補助金を支給していくことになる。しかも、輸出入補助金の支給を一因とする貿易資金特別会計の赤字は、その大部分が日本銀行からの借入れによって補填されていた（1949年3月末までの貿易資金特別勘定の累計赤字は260円、うち日本銀行ファイナンスは250億円⁷）。このことは、後にヤング報告において指摘されたように、

⁶ 貿易は大幅な輸入超過であったが、当時（1946～48年）の輸入の6～7割はアメリカ政府の対日援助輸入で占められていた（犬田[1976]）。このドル建て貿易の決済については、「輸出により取得した外貨は司令部の特別勘定に振り込まれ、輸入に必要な外貨は同勘定から払い出され、不足分はガリオア資金（引用者注：GARIOA〈Government Appropriation for Relief in Occupied Area 占領地救済資金〉）で補填されるという方式がとられた」（日本銀行編[1985]）。

⁷ 1949年4月、後述のドッジ・ラインの趣旨から、既存債務の償還が急がれることになり、貿易資金を組み込んだ貿易特別会計が設置された（それまでは、事務経費のみを特別会計として予算に計上、貿易資金は予算外の特別勘定という扱いだったが、1949年度からこれを予算化）。日本銀行が貿易資金にファイナンスした250億円は、同会計に引き継がれ、食管会計からの輸入食糧代金受取りや綿花等輸入物資国内放出代金等を原資とし、輸入為替買取代金支払いを先延ばしするなどして、1950年4月、ようやく全額返済が実現した（なお、貿易特別会計は、1951年、政府貿易が全面的に民間貿易に移行した際、手持滞貨処理等の残務処理を終えて廃止された）。

インフレのひとつの要因になっていた。

②生産合理化インセンティブの欠如

このように実質的な複数レート制は、そのレート水準が巨額の輸出入補助金を内在させるようななかたちに決まっていたわけである。これをそのまま認めて、複数為替レートを制度化し、固定化するSCAPの政策は、輸出入補助金によって産業を保護・育成することにより生産の回復を図り、もってインフレを収束させようとしたものであった。しかしながら、この制度の下では、各商品価格は政府によって人為的に決定されることになり、その価格で赤字が生じるような企業には、生産価格を維持するために、政府が価格差補給金を支給した。また、重要産業と認められた企業に対しては、その合理化進展の如何を問わず、復興金融金庫が低利融資を行った。このため、企業は、操業度、生産性を敢えて向上させなくとも存続の危機に直面することがないばかりか、生産に直接携わらない労働者（間接部門労働者）のみを増やす向きもあった⁸。このように、市場メカニズムによる調整が働かないため、企業の合理化インセンティブが欠如することとなり、結果としては増産を阻害する要因となった可能性が大きい。

3. ヤング報告に関わる為替レート設定論議

(1) 対日占領政策の修正とヤング報告

1947年末頃からアメリカ政府は、対日占領政策を非軍事化・民主化重視政策から経済復興・自立重視政策へと転換し始めたが、その背景は以下のようなものであった。

- ① ソ連およびその他の共産主義勢力の伸長を受け、日本が極東における防共拠点として戦略的に重要な位置を占める状況になったため、日本の経済的

⁸ 実際、石炭産業では、赤字補填のための補助金支給を当て込んだ増産回避の動きがみられたし（寺西[1993]）、生産に直接結び付かない坑外夫・事務職員を過剰に抱える向きもあった（岡崎[1992]）。

自立と復興が早急に求められるようになったこと⁹（いわゆる「冷戦論理」）。

② アメリカ国民の税金によって賄われている対日経済援助は、アメリカの納税者にとっては、非継続的かつ少額であることが望ましいにもかかわらず、対日占領政策の重点が非軍事化・民主化におかれ、対日援助が日本の貿易収支赤字の補填に費消されていたため、アメリカ国内において、日本経済の復興・自立を重視すべきであるという意見が次第に多くなったこと（いわゆる「納税者論理」）。

このように、日本の経済復興・自立重視へと対日政策を転換させたアメリカ政府は、経済政策面ではインフレの収束を重点課題とし、そのための政策としては、インフレの一因であった現行の実質的複数為替レート制、およびそれに内在する補助金支給、加えて補助金の日本銀行ファイナンスの仕組みを改め、早期に適切な水準の単一為替レートを導入し、財政収支の均衡を図ることが必要であると考えた。単一為替レートの導入を急ぐアメリカ政府は、1948年5月に、連邦準備制度理事会調査統計局次長のヤング（R. A. Young）をチーフとする「円レート政策に関する特別使節団」（以下ヤング使節団）を派遣した。

ヤングは、6月12日に報告書（「ヤング報告」）を提出、10月1日までに単一為替レートを設定することを勧告する一方、「レート水準は輸出の8割が可能になるような水準として、1ドル=270～330円」を提唱した（レート水準は、日米物価を勘案し、購買力平価に基づいて導いたものと思われる¹⁰）。ヤング報告は、SCAPが推進していた複数為替レート制にみられ

⁹ 1948年1月、アメリカ陸軍省長官ロイヤルは、日本の経済自立を促進する必要があり、復興の障害となっている非軍事化・賠償・集中排除・経済ページ等の諸施策を修正する必要があることなどを趣旨とする声明を出した。また、1948年3月に来日したドレーパー・ジョンストン使節団は、同年5月、対日賠償請求の大幅削減を含んだ報告を提出した。

¹⁰ ヤング報告では、10月1日までに、270円から330円の間にレート水準を定めることとしているが、同レートは、1948年6月現在の日米購買力平価（公定価格ベースで146円、実効物価ベースで177円。なお、実効物価とは、日本銀行が、SCAPの要望に応じて、公定価格に閾物価を加えて毎月算定していたものであり、算定の都度、SCAPに報告していた）からみて、かなりの円安レートになっている。ただ、ヤング使節団が、同月下旬に実施された物価体系補正（新々物価体系）を考慮に入れていたならば、購買力平価に即してレート水準を決定したと考えることも可能で

る輸出入補助金や日本銀行ファイナンスといったような政府介入政策を排除し、代わりに市場メカニズムを導入することによって、インフレを収束させるとともに、産業合理化を進展させ、生産の回復につなげようとするものであった。

(2) ヤング報告に対する S C A P の反対

妥当な水準での単一為替レート設定を提言したヤング報告に対し、S C A P は、~~坂支~~ 反対の姿勢を崩さなかった。例えば、E S S の調査企画課は、「生産が通常水準まで回復しない…不完全な状態のままで単一為替レート（引用者注：ヤング報告中の水準での単一為替レートの意）を設定すれば（仕入価格上昇による各産業の経営悪化から）復興が遅れ、アメリカの対日援助は増大することになる」（1948年6月10日付調査企画課ターネジ・メモ〈ストランド・ペーパー《E S S (F) 00035》〉）と、生産の回復が依然顕著な進展をみせない状況下での単一為替レート設定は時期尚早との見解を示した。

マッカーサーは6月13日、アメリカ政府に打電し、「生産・貿易が低迷し、経済復興途上にある日本が、管理レートを維持するための調整がもたらす影響に耐えることができるのかどうかを考えるべきで…国内経済が単一為替レートを導入することによる影響を吸収できるようになるまで」（1948年6月13日付ドレーパー宛マッカーサー電信〈ストランド・ペーパー《E S S (F) 00035》〉）待つべきことを主張した。

ヤング報告と、それに対する S C A P の反論に対して、6月28日には、アメリカ政府でも N A C (National Advisory Council on International Monetary and Financial Problems、国際金融問題に関する国家諮問委員会) による検討が行われた。そこでは、早期の単一為替レート設定に慎重な

ある。物価庁は「価格体系補正の方式」を、ヤング使節団来日1週間前の48年5月27日に決定した（犬田[1976]参照）。同使節団が、レート水準を決定する際にこれを参考にした可能性は大きいものと考えられる。物価庁は、既往の商品価格に対する値上がり率については、基準年次（1934～36年）の110倍を上限としていた。同使節団は、このことも加味して、4ヶ月後の10月時点の均衡レートを270～330円と予想したものであろう。実際、1948年10月の均衡レートは、公定価格ベースで270円、実効物価ベースで297円となっている（第3表参照）。

陸軍省と、数か月後の单一為替レート導入に前向きな國務省等その他セクションとの対立があったが¹¹、結局、設定期限は示されず、「できるだけ早く」单一為替レートを270～330円のレート水準で設定すること、という曖昧な結論になった。このため10月1日までの導入を主張していたヤングの勧告は採用されず、逆に同年10月、SCAPが推進してきた複数為替レートの制度化が実現することになった。

SCAP主導の政策が継続していたこの時期の日本の国内経済動向をみると、生産はある程度の伸び（1948年の生産は対前年比44.5%）を示していたが、その水準は依然として低く（1948年の生産水準は戦前ピーク（1934～36年）の41.4%）、また高率のインフレ（1948年消費者物価指数（含む闇物価）は対前年比83.0%上昇）も続いていた。

4. 経済安定9原則指令以降の為替レート設定論議

（1）9原則指令と単一為替レートに関するSCAP内の検討

1948年後半になると、中国大陸で共産党の勢力が拡大し、中国の共産党支配が決定的となったが、こうした状況を眺め、アメリカ政府は、10月に同国のNSC（National Security Council、国家安全保障会議）において、「アメリカの対日政策に関する諸勧告」を採択、対日占領政策の経済復興重視への転換を公式に表明した。さらに、同年12月には、日本の予算均衡・単

¹¹ 1948年7月3日付SCAP宛陸軍省電信（スートランド・ペーパー《ESS(B) 08737》）には6月28日のNAC会議の模様が次のように整理されている。

「SCAPはレート設定時期について尚早であると反対している。マッカーサーは単一為替レートの設定は失業や社会不安を引き起こすので、（設定は差し控えて）貿易の振興を待つべきであるという見解を持っている。…陸軍省は見解を固めてはいないが設定は2年先くらいが適当、という意見で、当面1ドル270円の軍用レートを軍用および外交の用途と一部の民間用途に適用することを考えている。

…國務省は数ヶ月以内にレート設定をすべきであるという考え方である。…財務省は（ヤング報告の）10月1日を遵守するわけではないが、かといって（陸軍省のいうような）1～2年後設定という考えには反対している。…（結局NACは）1ドル=270～330円のレート水準に異議はなく、できるだけ早く単一為替レートを設定すべきである（と結論を出した）。」

一為替レート設定を核とした経済安定9原則¹²をS C A Pに伝達するとともに、政策を監督・遂行するために、1949年2月、デトロイト銀行頭取ドッジを、最高指令官の財政顧問として日本に派遣した（来日後のドッジの一連の引き締め的経済政策は、「ドッジ・ライン」と呼ばれた）。この結果、S C A Pにおいても単一為替レート設定の検討が急務となつた。

経済安定9原則に応える形で、S C A Pは為替レート特別委員会（チーフはT. コーエン、前E S S・労働課長、当時はE S S顧問と同委員会チーフを兼任）による単一為替レートの検討を開始し、1949年1月、第1次試案（以下、コーエン案）をまとめたが、その内容は、1ドル=330円の単一レートを1949年4月を目処に設定するというものであった¹³。

一方、同じく1月に、為替レート特別委員会の一員であったジェイノーは、コーエン案を批判する形で別の為替レート案を提唱した¹⁴。その内容は、当初6ヶ月間は330円の輸入レートならびにそれより円安水準の8本の輸出レートを採用し、6ヶ月後に400~450円の単一為替レートを設定するというものであった。

このS C A Pの2つの見解の相違とその背景を若干詳しく述べておこう。

当時の為替レート水準決定の議論の基礎となる考え方は、購買力平価説であった。具体的には、円ードルの為替レートを設定する場合、両国経済が均衡状態にあったと考えられていた基準年（1934~36年）の為替レート（1ドル=3円43銭）に、それ以降の国内物価上昇率とアメリカの物価上昇率を勘案して、均衡為替レートを算出するというものである。これによれば、コーエン案の330円レートという水準は、4月までの物価上昇を勘案していたとすれば、公定価格ベースでの均衡レートに近い。経済政策を引き締めの報告で運営することによってインフレを収束させ、合わせて産業合理化によって

¹² 経済安定9原則は、①総合予算の均衡、②徴税の強化、③信用拡張の制限、④賃金の安定、⑤物価統制の強化、⑥外国為替統制の強化、⑦輸出増進、⑧鉱工業生産の増強、⑨食糧集荷の促進、を内容とし、為替レートに関しては、単一為替レートの早期設定を謳っていたが、ドッジ顧問が主として行ったのは、予算の均衡と単一為替レートの設定であった。

¹³ 1949年1月11日付マーカットメモ（ストラント・ペーパー《E S S (D) 07655》）参照。

¹⁴ 1949年1月（日付不明）外国貿易課ジェイノーのコメント（ストラント・ペーパー《E S S (D) 12162》）参照。

企業の競争力強化を図ることを前提としていた。この政策の結果としては、闇市場が縮小して闇物価が低下し、最終的には1ドル=330円が、購買力平価からみても適正となる姿が描かれていたとみることができよう。

一方、ジェイノー案においては、330円レートでは、合理化の進展していない、しかも将来日本の重要な産業になると期待される金属・機械産業等の輸出採算が悪化し、輸出不能になることが懸念されていた。このような事態に至れば、景気後退を招くだけでなく、将来の日本の工業立国化に禍根を残しかねないとの考えがあったと思われる。一般に、輸出採算は産業を合理化することによって向上すると考えられるが、そうした考えに対しては、デフレインパクトが強いという理由から否定的であった。ジェイノー案の主張する400~450円というレート水準は、公定価格だけでなく、闇物価も含めた実効物価の上昇も容認した水準 (a level which anticipates future circumstances¹⁵⁾) と考えることができる。すなわち、インフレの収束や、産業の合理化による競争力強化という政策ではなく、インフレ容認の拡張的な経済政策を継続することによって、国内産業を保護・育成していくことを前提としていたものであろう。

(2) 360円単一レートの決定

結局、2月下旬、S C A Pは1ドル=330円の単一為替レート（コーエン案）を公式に採用¹⁶する旨、アメリカ政府に打電したが、3月29日にアメリカ本国のN A C会議で決定されたレートは、S C A P案より30円円安の1ドル=360円であった。その詳細な理由を明らかにすることは、S C A P資料

¹⁵ ジェイノーのコメントには、この箇所について次のようにある。

"Once an exchange rate is fixed for Japan it will assume the same rigidity as any rate registered with the International Monetary Fund. This is an argument that a rate should be fixed at a level which anticipates future circumstances. All of these factors argue for a rate at 400-450 level"

¹⁶ 1949年2月24日付マクティアミッド・メモ〈デトロイト公立図書館資料のドッジ・ペーパー〈リールNO. 4〉〉では、鉄鋼・生糸用の輸出補助金の財源は一般会計からとし、輸入補助金の財源は対日援助物資を原資とした見返資金（もとの貿易資金の黒字分に相当）を設置して充てることとするとされている。

に取材している本稿においてはできないが、種々の資料から次のことが推測される。

- ① 仮に発案当時（1949年1月）の330円レートが適正であるとしても、実際に実施されるまで3か月程度の期間が経過していることを考え、当時の日米購買力平価を比較した場合、10%程度の円の減価が見込まれた可能性がある。事実、1949年1月から4月までの3か月間に、購買力平価による均衡レートは、約10%減価している（第3表参照）。
- ② 当時アメリカの景気は悪化しつつあり、日本製品のアメリカ向け輸出が頭打ちになることが危惧されていた。
- ③ ポンドの切り下げ予測があり、ポンド圏への輸出困難化が懸念されていた¹⁷。

こうして決定された360円という水準は、購買力平価によれば、公定価格ベースの均衡レート比では約20円の円安となっていたが、闇物価を含む実効物価ベースの均衡レート比では、約20円の円高であり、わが国にとっては厳しいものであったと考えられる。実際、単一為替レートが導入された直後は、ドッジの他の緊縮的経済政策の効果もあって、インフレこそ収束（消費者物価指数〈含む闇物価〉対前年比上昇率、1949年第1四半期60.2%→1950年第1四半期△3.7%）したものの、輸出は伸びが減退（輸出対前年比伸び率、1949年第1四半期510.6%→1950年第1四半期43.6%）し、また生産も増勢鈍化（鉱工業生産対前年伸び率、1949年第1四半期53.7%→1950年第1四半期14.6%）した。

¹⁷ ②、③の事由については日本経済新聞「円レート決定の謎」1993年7月11日朝刊「けいざい今昔物語」、秦[1976]参照。

5. むすびにかえて

以上みてきたように、1947年前半から1949年3月まで、ほぼ2年間にわたって為替レート設定に関する議論が重ねられ、最終的には360円という水準の単一為替レートが導入された。単一為替レートの導入と均衡財政政策は、強いデフレインパクトを及ぼしたが、翌1950年6月に勃発した朝鮮戦争に伴う戦争特需で、日本経済はデフレインパクトを急速に克服し、その後の高度成長の足がかりをつかむことができた。

単一為替レートか複数為替レートかの選択、およびそのレート水準の決定についての一連の議論は、ある意味では経済復興を政府が強力に介入して実施するインフレ的な政策（輸出入補助金を内包するようなレート水準での複数為替レート制、補助金支給とそれに伴う日本銀行によるファイナンス）によって達成するのか、それとも政府の介入を排除して市場メカニズム（適正水準での単一為替レート制、輸出入補助金の削減・廃止、予算の均衡、企業への合理化インセンティブの付与）によって達成するのか、という政策選択の問題であったといえる。日本経済は、結果として急速な復興をみせたが、複数為替レートならびに単一為替レート、また日本銀行ファイナンスを主とした輸出入補助金の支給、そしてその削減・廃止などの政策効果や是非を判断するのはそれほど容易なことではない。例えば、円高為替レートを伴うデフレ政策が、インフレ収束に必須であったとしても、それを終戦直後の混乱期にただちに採用することが適當であったかどうかについては判断が難しい。1949年以降に採られたデフレ政策は、朝鮮戦争特需があったからこそ、大きな経済混乱を招かずにはすんだのかもしれない。

確かに360円レートは、日米購買力平価からみて少なくとも設定後数年間は円高レートであったと考えられる（第4表参照）。360円レートが円高レートであったのか、それとも円安レートであったのかは、従来から種々議論され、見解の分かれることもある。本来、為替レート決定理論としての購買力平価説は、長期的にみる場合において現実適合的であるとされる。しかし、資本取引が僅少であった当時においては、中期的・短期的にも現実に適合的であったと考えられる。1949年以降しばらくの円高レートの時期、ひと

つには特需に助けられつつ、また一方では企業の不断の合理化努力によって、わが国産業は徐々に対外競争力を獲得していったものと思われる。

最後に、今後の課題を一点、述べておきたい。

本稿のデータ・ソースは、主としてS C A P 資料である。しかし、S C A P は、多くの場合、アメリカ本国政府やわが国サイドとの恒常的な折衝のなかで、政策決定を行ってきたというのが実態であろう。時には反発し、時には応じつつも、とにかく、本国政府、日本側双方の干渉に対して完全に独立していたと考えることには無理がある。このため、今後 S C A P の諸施策検討・決定過程を調査・研究する際には、アメリカ本国政府およびわが国側の資料についても掘り起こしていく必要がある。為替レート設定問題も例外ではない。例えば1947年の円為替委員会は、日本側の経済安定本部副長官・都留重人を中心としたいわゆる一挙安定論者達と交渉を重ねていたという事実があるし、1948年のヤング使節団の派遣は、アメリカ政府内部の意見の対立と妥協の産物であったとする見解もみられる。このように、データ・ソースをアメリカ政府や日本側の資料に広げていく作業を、今後も引き続き行っていかなければならないものと思われる。

以上

[参考文献]

伊藤正直「外貨・為替管理と単一為替レートの設定」通産省編『通商産業政策史・第4卷』第5章第3節 1990年

大田章「国際金融・貿易」大蔵省編『昭和財政史・終戦から講和まで・第15巻』1976年

岡崎哲二「傾斜生産方式と炭坑国管－産業合理化」通産省編『通商産業政策史・第3巻』第3章第2節 1992年

寺西重郎「安定化政策と生産拡大・成長」香西泰・寺西重郎編『戦後日本の経済改革・市場と政府』東大出版会 1993年

日本銀行編『日本銀行百年史（第5巻）』1985年

——『日本金融資料・昭和続編（第1巻）』1978年

——『日本金融資料・昭和続編（第13巻）』1983年

秦郁彦「アメリカの対日占領政策」大蔵省編『昭和財政史・終戦から講和まで・第3巻』1976年

吉野俊彦「ヤング・レポート（全文）ペールをぬぐ360円レートの秘密」毎日新聞社『エコノミスト72年3月7日増大号』1972年

GHQ/SCAP Records; RG331; National Archives, Washington, D.C.

Dodge Papers; Burton Historical Collection; Detroit Public Library, Michigan

[付] 為替レート関連略年表

年 月 日	主 要 事 項
1945/ 8/15	終戦。
9/22	S C A P、「降伏後における米国の初期の対日方針」に基づき、輸出入の許可制を指令。
10/ 9	S C A P、「必需物資の輸入に関する覚書」により、管理貿易開始を指令。
47/ 2	S C A P、為替レートに関する検討を開始。
5/11	S C A P・E S S マーカット局長、単一為替レート設定は時期尚早との結論。
7/21	S C A P、為替レート問題検討のための円為替委員会設置。
8/15	民間貿易再開。
10/ 3	円為替委員会、中間報告提出。
10/22	円為替委員会、中間報告再提出。
12/26	円為替委員会、暫定報告提出。
48/ 1/ 6	ロイヤル米陸軍長官声明（経済復興重視への対日占領政策の転換）。
1/10	円為替委員会、最終答申（1ドル=150円の基本為替レートと300円を上限とする例外レート設定を勧告）。
3	S C A P、プライス・レイシオ・システムの検討を開始。
5/19	ドレーパー・ジョンストン報告書公表（日本の賠償輕減化）。
5/20	ヤング使節団来日。
6/12	ヤング使節団、単一為替レート設定を勧告（「ヤング報告」）。
6/13	マッカーサー、米陸軍省に単一為替レート設定は時期尚早と打電。
6/28	米国・N A C会議、単一為替レートの早期設定を議決。
10/15	貿易庁、価格算定制度（プライス・コンピューティング・システム）を採用。
12/11	米国、単一為替レート設定を含む経済安定9原則をS C A Pに指令。
49/ 2/ 1	ドッジ財政顧問来日。
2/24	S C A P、1ドル=330円の為替レート案を米国に打電。
3/29	米国・N A C会議、1ドル=360円の単一為替レート設定を勧告。
4/23	S C A P、日本側に360円レートの設定を指令（同月25日より実施）。
9/18	英國、ポンド切り下げ。

表較論議著為(第1表)

導入時期	導入形態	レート水準
円為替委員会案 47/10/3 案 発案時点より4~6か月後	複数為替レート	-
47/10/22案 n. a.	複数為替レート	-
47/12/26案 n. a.	貿易一般には為替レートの設定はせず、貿易以外の取引のみを対象として為替レート設定	貿易以外の取引にはレート設置せず
48/1/10 案 SCAP・ブリオ ・システム案 48年3月	複数為替レート n. a.	基本レート150円、例外レート300円が円安下限
SCAP・ブリオ ・システム案 48年10月	複数為替レート	-
SCAP・ブリオ ・システム案 48年9月	複数為替レート	単純平均で輸出レート400円台
ヤング案 48年6月	48年10月1日 单一為替レート	270~330円の範囲内でSCAPの定めるレート
SCAP・ユーロ ・システム案 49年1月	49年4月頃 单一為替レート	330円
SCAP成案 49年3月	49年4月 单一為替レート	330円
SCAP・ジェイノー案 49年1月	n. a.	当初6か月間、複数為替レート(单一輸入レートと8本の輸出レート)、以後單一為替レート
米国政府最終案 49年3月末	49年4月25日 单一為替レート	輸入レートは330円、輸出レートは330円が円高上限の8本の設定。6か月後に単一レート設定(水準400~450円)
		360円

(第2表) プライス・コンピューティング・システムにおける主要輸出商品群別
価格算定基準額と均衡レート(注)との乖離率

商 品 群	円ドル比率(単純平均) (円／ドル)	均衡レート(297円／ドル)よりの乖離率(%)
鉄鋼第二次製品	375	26.3
金 属 製 品	510	71.7
電気機械・器具	438	47.5
光 学 機 械	500	68.4
通 信 機 械	437	47.1
ガラス製品	596	100.7
化 学 製 品	425	43.1
繊 維 品	318	7.1
陶 磁 器	533	79.5
農 水 産 物	277	-6.7
單 純 平 均	441	48.5

(注) プライス・コンピューティング・システム導入時<48年10月>の購買力
平価に基づくレート<実効物価ベース、297円／ドル、詳細は第3表参
照。

商品群は、輸出商品価格算定基準第1回～4回分より主要商品を抽出して
作成。

(資料出所) 犬田[1976] 362～364 頁。

(第3表) 購買力平価による均衡レート
 (基準年: 1934~36年、日米卸売物価指数を使用、月次)
 (単位: 円/ドル)

年 月	公定価格ベース	実効物価ベース	(参考) 生産財闇物価ベース
1948/1	1 3 3	1 5 7	7 4 5
2	1 3 8	1 6 7	8 0 0
3	1 3 9	1 7 0	8 2 0
4	1 3 8	1 7 0	8 2 8
5	1 3 9	1 7 4	8 3 4
6	1 4 6	1 7 7	8 6 1
7	2 0 5	2 0 9	8 6 1
8	2 3 9	2 4 6	7 1 7
9	2 6 0	2 8 9	7 5 4
10	2 7 0	2 9 7	7 5 6
11	2 9 2	3 3 0	8 1 8
12	2 9 8	3 3 4	8 6 4
1949/1	3 0 4	3 5 3	8 5 1
2	3 1 9	3 7 0	9 3 3
3	3 1 9	3 7 6	8 9 3
4	3 3 7	3 8 1	9 1 0
5	3 4 7	3 9 2	9 0 2
6	3 4 8	3 9 0	8 7 0
7	3 5 1	3 8 3	8 4 2
8	3 5 8	3 9 4	8 5 2
9	3 6 3	3 7 8	7 9 0
10	3 7 0	3 8 1	6 2 9
11	3 7 1	3 8 2	6 3 1
12	3 7 2	3 8 3	6 3 2

(注1) 購買力平価を算定する場合の日本の物価は以下のとおり
 公定価格ベースは、公定卸売価格。
 実効物価ベースは、生産財実効物価。

生産財闇物価ベースは、生産財闇及び自由物価（東京地区における闇市場依存度の高い25品目〈燃料、建築材料、金属・金属製品等〉の単純平均）。

(注2) 1948年6月以降、同年度末にいたる公定価格の引き上げ過程
 (昭和23年6月価格体系)において、闇物価は概ね安定的に推移しているが、本行の「特別経済月報(1948年8月)」には、「日本銀行調東京闇物価指数は前月(引用者注: 1948年7月)に比し生産財は1.0%の微騰に止り、消費財は反って4.1%の下落を示した。之は基本的には公定価格の大幅引上によって闇市場に買向う資金が相対的に不足した結果と考えられている」とある(日本銀行編[1978])。

(資料出所)

日本銀行統計局『外国経済統計』1950年

日本銀行統計局『明治以降本邦主要経済統計』1966年

大蔵省編『昭和財政史・終戦から講和まで・第19巻』1976年

(第4表)

購買力平価による均衡レート

(基準年：1934～36年、日米卸売物価指数を使用、年次)

(単位：円／ドル)

暦年	公定価格ベース	実効物価ベース	(参考) 生産財闇物価ベース	実際の為替レート
1945	9	n. a.	n. a.	—
46	35	57	218	—
47	82	120	771	—
48	200	227	804	—
49	346	380	791	360
50	395	399	497	360
51	491	496	601	360
52		511		360
53		526		360
54		517		360
55		508		360

(注) 購買力平価を算定する場合の日本の物価は前表に同じ。

(資料出所)

前表に同じ。